

大分県報

令和八年
第七一四号
六月十六日

(火曜日)

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可……………一
公有水面埋立工事のしゅん功認可……………二
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三
環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催等……………六
大分都市計画道路及び三重都市計画道路の変更案の縦覧……………七
公 告……………八
県営土地改良事業の工事の完了……………八
競争入札参加者の資格に関する公示(二件)……………八
一般競争入札の実施(二件)……………一一

○告示

大分県告示第二百四十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和八年六月十六日

土地改良区名	所 在 地	認可年月日
城原井路土地改良区	竹田市	令八・六・一

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第二百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立工事のしゅん功を認可した。

令和八年六月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 しゅん功認可の年月日

令和八年五月二十五日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

第三区域

大分市大字志生木字浜田八番六から四番九に至る間の土地に接する無番地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面並びに同市大字志生木字浜田三番三から二番二に至る間の土地に接する国道一九七号の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面

2 区域

第三区域

次の35から74の各地点を順次に結んだ線及び74の地点と35の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス一・三〇メートル、T・P・プラス一・三〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

35の地点 大分市大字小志生木にある国土地理院小辛幸三等三角点(北緯三三度一分〇六秒、一、二八一・〇三メートル)の地点

36の地点 35の地点から三〇四度一分三〇秒六・三九メートルの地点

37の地点 36の地点から二一八度三六分二四秒〇・五五メートルの地点

38の地点 37の地点から三一一度三五分一〇秒一九・一二メートルの地点

39Hの地点 38の地点から二二八度二八分四九秒三・七九メートルの地点

40Hの地点 39Hの地点から三一四度三二分〇四秒一七・一八メートルの地点

41Hの地点 40Hの地点から三一四度三二分一五秒二・六四メートルの地点

42Hの地点 41Hの地点から三一四度〇八分二一秒二〇・三〇メートルの地点

令和八年六月十六日

大分県報(告示)

43の地点	42の地点から三五度五九分四〇秒〇・一七メートルの地点
44の地点	43の地点から三一一度〇五分三八秒二〇・八二メートルの地点
45の地点	44の地点から三〇六度四四分一三秒八・四九メートルの地点
46の地点	45の地点から三〇三度〇〇分二八秒一二・八〇メートルの地点
47の地点	46の地点から二九九度一三分四四秒九・七〇メートルの地点
48Hの地点	47の地点から二九五度三九分一四秒一一・六五メートルの地点
49Hの地点	48Hの地点から二〇五度三四分一五秒〇・三五メートルの地点
50の地点	49Hの地点から二九〇度二三分四四秒二一・三二メートルの地点
51の地点	50の地点から二九二度四五分二一秒二一・九七メートルの地点
52の地点	51の地点から二六九度五二分三三秒一〇・九六メートルの地点
53の地点	52の地点から二五八度一九分一〇秒〇・三八メートルの地点
54の地点	53の地点から一〇度四二分二二秒七・一二メートルの地点
55の地点	54の地点から一四二度四一分一〇秒五・八七メートルの地点
56の地点	55の地点から九三度〇四分二九秒五・九八メートルの地点
57の地点	56の地点から一四七度一九分五〇秒四・四八メートルの地点
58の地点	57の地点から二〇四度五〇分四五秒五・二三メートルの地点
59の地点	58の地点から一四七度二五分〇六秒八・五七メートルの地点
60の地点	59の地点から一五二度三五分二八秒八・九一メートルの地点
61の地点	60の地点から二二度五九分二八秒五・一九メートルの地点
62の地点	61の地点から一四度五一分四七秒三・九〇メートルの地点
63の地点	62の地点から一八三度五四分二二秒一一・一四メートルの地点
64の地点	63の地点から一六四度二一分四一秒九・五一メートルの地点
65の地点	64の地点から一五六度四三分一八秒六・七二メートルの地点
66の地点	65の地点から一〇七度〇六分五〇秒八・八九メートルの地点
67の地点	66の地点から一二五度三四分一八秒七・三九メートルの地点
68の地点	67の地点から一一六度五五分一八秒九・七四メートルの地点
69の地点	68の地点から一一一度一八分二六秒六・八七メートルの地点
70の地点	69の地点から一〇二度一分三三秒二〇・三三メートルの地点
71の地点	70の地点から一〇四度三二分五〇秒二二・一七メートルの地点
72の地点	71の地点から七四度〇九分三六秒五・一三メートルの地点
73の地点	72の地点から一〇五度三九分五三秒一九・五七メートルの地点
74の地点	73の地点から一一七度四〇分五四秒二〇・〇二メートルの地点

小福良五号	指定区	所	在	地番又は区域	<p>三六二四番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三〇番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三二番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三三番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三三番一、三六三三番二、三六三三番四の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三五番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三六番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三七番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六三八番、三六三九番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、三六四〇番から三六四二番まで、三六四三番の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、三六四四番、三六四五番、三六四六番一、三六四六番二、三六四七番一、三六四八番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、三六四九番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、三六五〇番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、三六五一番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、三六五一番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)、三六五一番の一部(座標一点と二点を結んだ線の北側の部分)</p>	
	域の名					市町村
	大字					狩生
	内網代					内網代

3 面積

第三区域

三、九〇八・四六平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

令和二年五月十四日指令漁整第三号

五 閲覧の場所

大分市役所

大分県告示第二百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年六月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

域の名	所在地	指定の区分	となる自然現象の種類	表示	止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
小福手 谷川	豊後大 野市犬 飼町田 原	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり		〔「別図」は、 省略し、豊後大 野土木事務所 備え置いて縦覧 に供する。〕
衣掛②	豊後大 野市犬 飼町黒 松	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
内山谷 川②	豊後大 野市三 重町内 山	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
内山谷 川③	豊後大 野市三 重町内 山	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
高寺川 ②	豊後大 野市三 重町本 城	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
芝尾川 二支溪 ③	豊後大 野市三 重町鷺 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
芝尾川 二支溪 ④	豊後大 野市三 重町鷺 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
芝尾川 二支溪 ⑤	豊後大 野市三 重町鷺 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
下鷺谷 川五支 溪	豊後大 野市三 重町鷺 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
鷺谷川 二支溪	豊後大 野市三 重町鷺 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
上鷺谷 川三支 溪	豊後大 野市三 重町鷺 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
小津留 川三支 溪	豊後大 野市三 重町小 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
宮迫川 三支溪	豊後大 野市清 川町伏 野及び 宇田枝	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
宮迫川 四支溪	豊後大 野市清 川町宇 田枝及 び伏野	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	

左右知 谷川七 支溪	豊後大 野市清 川町左 右知	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
近郷川 四支溪	豊後大 野市清 川町大 白谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
犬鳴川 五支溪	豊後大 野市清 川町大 白谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
轟川五 支溪	豊後大 野市清 川町左 右知	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
轟川六 支溪	豊後大 野市清 川町左 右知	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
轟川七 支溪	豊後大 野市清 川町左 右知	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
下栗林 川①	豊後大 野市清 川町左 右知	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
下栗林 川②	豊後大 野市清 川町左 右知	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
木浦谷 川⑦	豊後大 野市大 野町澤 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり
令和八年六月十六日					
田原①	豊後大 野市大 野町後 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
中原①	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
中原②	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
中原③	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
中原④	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
池迫②	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
若宮⑤	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
田尾崎③	豊後大 野市大 野町中 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
大分県報 (告示)					
五					

上鷲谷 ②	豊後大 野市三 重町鷲 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
上方②	豊後大 野市朝 野市朝 地町志	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
上方③	豊後大 野市朝 野市朝 地町志	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
水上②	豊後大 野市朝 野市朝 地町志	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
水上③	豊後大 野市朝 野市朝 地町志	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
枝石②	豊後大 野市緒 野市緒 方町下 自在	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
松迫②	豊後大 野市緒 野市緒 方町軸 丸	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
尾崎②	豊後大 野市緒 野市緒 方町小 宛	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
尾崎③	豊後大 野市緒 野市緒 方町小 宛	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--

<p>大分県告示第二百五十二号</p> <p>環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の規定に基づき、中九州横断道路（大分く犬飼）に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、その準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公衆の縦覧に供する。</p> <p>また、法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項の規定により、準備書の説明会を開催する。</p> <p>なお、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項の規定により、大分県知事にその意見を書面により提出することができる。</p> <p>令和八年六月十六日</p> <p style="text-align: right;">大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>小豆穴 ②</p> <p>豊後大 野市緒 野市緒 方町冬 原</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>急傾斜 地の崩 壊</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	<p>柿迫 ①</p> <p>豊後大 野市緒 野市緒 方町冬 原</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>急傾斜 地の崩 壊</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>
	<p>一 都市計画決定権者の名称</p> <p>大分県</p> <p>二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>1 名称 中九州横断道路（大分く犬飼）</p> <p>2 種類 一般国道の改築</p> <p>3 規模 四車線、延長約十九キロメートル</p> <p>三 都市計画対象事業が実施されるべき区域</p> <p>大分市及び豊後大野市の各一部</p> <p>四 関係地域の範囲</p> <p>大分市、白杵市及び豊後大野市の各一部</p> <p>五 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>1 縦覧場所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課及び生活環境部環境保全課</p>	

大分市都市計画部都市計画課及び市民部大南支所

豊後大野市環境衛生課

臼杵市都市デザイン課

国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所

2 縦覧期間 令和八年六月十九日から同年七月二十一日まで

3 縦覧時間 平日の午前八時三十分から午後五時まで

六 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日 時

場 所

令和八年六月二十三日(火曜日) 十八時三十分から

犬飼公民館

令和八年六月二十五日(木曜日) 十八時三十分から

臼杵市中央公民館

令和八年六月二十八日(日曜日) 十四時から

大南公民館

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

1 提出期限 令和八年八月四日午後五時まで(郵送の場合は、当日消印有効)

2 提出先 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

3 その他意見書の提出に必要な事項

(一) 意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその

名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象である準備書の名称(「中九州横断道路(大分〜犬飼)環境

影響評価準備書」と記載するものとする。)

(3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載

するものとする。)

(二) 意見書は、郵送、持参又は電子メール(at17510@pref.oita.lg.jp)により提出するこ

とができる。

大分県告示第二百五十三号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十二条第一項の規定により読み替えて適
用される都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第
十七条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路及び三重都市計画道路の変更の案
を縦覧に供する。

なお、大分市及び豊後大野市の住民並びに利害関係人は、令和八年八月四日までに、知事
に意見書を提出することができる。

令和八年六月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

三重都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

大分都市計画道路中一・四・二号宮河内端登線ほか一路線を次のとおり変更する。

名 称

起 点

終 点

変更の概要

一・四・二号

宮河内端登線

三・二・八一号

花園細線

大分市大字丹川字池ノ久保

大分市大字羽屋字花園

大分市大字端登字田原

大分市大字細字才楽

新規追加

一部幅員の変更
一部区域の変更

三重都市計画道路中一・四・一號犬飼千歳線を次のとおり変更する。

名 称

起 点

終 点

変更の概要

一・四・一號

犬飼千歳線

豊後大野市犬飼町下津尾字鏡

豊後大野市千歳町長峰字長迫

新規追加

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画変更の案の縦覧期間

令和八年六月十九日から

令和八年七月二十一日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

大分市中戸次五千百十五番地の一 大分市市民部大南支所

豊後大野市三重町市場千二百番地 豊後大野市建設課
 臼杵市大字臼杵七十二番の一 臼杵市都市デザイン課
 大分市西大道一丁目一番七十一号 国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所計画課
 （「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
 令和八年六月十六日

事業名	着手年月日	完了年月日	大分県知事 佐藤 樹一郎
県営集落基盤整備事業 （農業用排水施設整備） 宇佐西部（吉松）地区	平三〇・九・二五	平三一・三・二七	大分県知事 佐藤 樹一郎 県営水田畑地化推進基盤整備事業 （区画整理） 新浜地区 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。 令和八年六月十六日 大分県知事 佐藤 樹一郎
県営集落基盤整備事業 （農業用排水施設整備） 宇佐西部（尾永井他）地区	平二九・一〇・九	平三〇・三・二八	
県営集落基盤整備事業 （暗渠排水） 宇佐東部地区	平二五・一一・一六	平二八・一・二六	
県営集落基盤整備事業 （農業用排水施設整備） 宇佐東部地区	平二六・一〇・一	平二八・三・二九	
県営集落基盤整備事業 （農道整備） 宇佐東部地区	平二六・八・六	令元・六・六	
県営経営体育成基盤整備事業 （暗渠排水） 御杵地区	令三・九・二九	令四・五・六	県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理） 御杵地区 県営経営体育成基盤整備事業 （農業用排水施設整備） 御杵地区 県営危険ため池緊急整備事業 （ため池整備） 山池地区 県営水田畑地化推進基盤整備事業 （区画整理） 新浜地区

（一）調達をする物品等の種類
 大分県警察情報管理システム用ファイルサーバ等賃貸借契約
 二 競争入札の参加者の資格
 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者
 (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九條第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し

ていない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六八

3 申請の時期

令和八年六月十六日から同月二十二日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年六月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察刑事手続デジタル化推進機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年

者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二九六八

3 申請の時期

令和八年六月十六日から同月二十九日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げた届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月16日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用サーバー等賃貸借契約

(2) 借入期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入期限

令和9年2月28日

(4) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課機械室

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準

（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

紙による入札参加を希望する場合は、4に定める手続によること。

(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和8年6月29日（月）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

4 入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年6月16日（火）午前9時から同年7月7日（火）午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和8年7月7日（火）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。

提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-536-2131（内線2263）

5 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期
令和8年6月16日（火）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

<p>(2) 申請書類の入手法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2968</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>(1) 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和8年7月10日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>(2) 仕様書は、次の担当部局において令和8年6月29日（月）まで示すものとする。 担当部局 大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2423）</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加承認の日から令和8年7月10日（金）午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 入札参加承認の日から令和8年7月10日（金）午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和8年7月13日（月）午前10時</p> <p>11 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p>	<p>12 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したものの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2263）</p>
---	---

<p>18 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented File Server for Oita Prefectural Police integrated information Network</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 p.m.10 July 2026</p> <p>(3) Office Information Administration Division,Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi,Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和8年6月16日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察刑事手続デジタル化推進機器等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和9年2月28日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部ほか17か所及び別途指定する場所</p>	<p>2 大分県共同利用型電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。</p> <p>なお、紙による入札参加資格を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和8年7月7日</p>
--	---

<p>(火) 午後5時までに大分県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>(8) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和8年7月7日(火)午後5時までに大分県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、精査を受け、回答を受けた者であること。</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年6月16日(火)午前9時から同年8月18日(火)午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書」(運用基準様式第2号)及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和8年8月18日(火)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131(内線2263)</p> <p>5 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和8年6月16日(火)から同月29日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページ(https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2024.html)から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2968</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法、日時及び場所</p> <p>(1) 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和8年8月27日(木)ま</p>	<p>で入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>(2) 大分県警察刑事部手続デジタル化推進機器等賃貸借に係る要求仕様書は、次の担当部局において令和8年8月27日(木)まで示すものとする。</p> <p>担当部局 大分県警察本部刑事部刑事企画課指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131(内線4033)</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加承認の日から令和8年8月27日(木)午後5時まで</p> <p>電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和8年8月27日(木)午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和8年8月28日(金)午前9時</p> <p>11 再度入札</p> <p>開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
--	--

<p>14 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 (内線2263)</p> <p>18 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け</p>	<p>る。</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Oita Prefectural Police Criminal Procedure Digitalization Promotion Equipment set</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 pm.27 August 2026</p> <p>(3) Office Investigation Planning Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	--